

障害者支援施設における入所者への虐待に対する声明

報道によりますと、令和7年9月1日早朝、兵庫県三田市の障害者支援施設で入所者の男性の顔を膝蹴りして左目を失明させる虐待事案が発生し、介護を担当していた施設職員の男が傷害容疑で逮捕されました。理由の有無にかかわらず、絶対に許すことはできない出来事であります。

これまで、施設職員が入所者を虐待する事案は全国各地で発生しています。私たち知的障がい者の家族及び家族会はその都度、衝撃と怒りをいただき、悲しみでいっぱいであります。

これまで、虐待事案が発生することに、対応策が検討されてきてはいます。しかしながら、再び発生する理由はどこにあるのでしょうか。改めて総点検が必要と考えています。

厚生労働省が作成した「障害者福祉施設における障害者虐待防止と対応の手引き(令和6年7月改定)」が出されています。関係者の皆さんはこれらによって対応されていることでしょうが、機能していなかつたことは、怠慢としか言えません。そもそも、関係者の人権擁護に関する基本的な部分が欠けているのではないかと思います。

このような虐待事案をなくす対策は、虐待を行った施設職員の問題にとどまらず、職員の配置基準や資格、教育、報酬、さらには国、市町村の指導管理体制、社会福祉法人をはじめとする事業者の資質など、幅広い分野からの点検・見直しが必要と考えています。

令和7年12月10日

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 福間廣明